

令和8年3月23日

各県立学校長 殿

保健体育課長

自転車通学時のヘルメット着用について（依頼）

令和5年4月から道路交通法の改正にともない、全ての自転車利用者に対して、ヘルメット着用の努力義務が課されました。「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」においても、「乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする」とされています。

令和7年度時点で、ヘルメット着用を義務化している県立高等学校は36校あり、令和8年度から義務化することが決定している学校や、義務化に向け準備を進めている学校もあります。

ついては、生徒の命・未来を守るためにも、別添の保護者向け文書例等を活用し、入学式後の保護者会等で周知したり、PTA総会や生徒総会等で検討する機会を設けたりするなど、自転車通学時のヘルメット着用を推進するようお願いします。

連絡先

学校体育安全係 担当：山下

電話 099-286-5314

mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※ 本文書の分類基準表上の分類記号：「G-6-0(安全指導総括)」

令和8年3月23日

関係市教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

自転車通学時のヘルメット着用について（送付）

このことについて、別紙写しのとおり県立学校長に対して依頼しましたので参考までにお知らせします。

連絡先

保健体育課学校体育安全係 担当：山下

電話 099-286-5314

mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp



令和8年3月23日

各県立学校長 殿

保健体育課長

自転車通学時のヘルメット着用について（依頼）

令和5年4月から道路交通法の改正にともない、全ての自転車利用者に対して、ヘルメット着用の努力義務が課されました。「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」においても、「乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする」とされています。

令和7年度時点で、ヘルメット着用を義務化している県立高等学校は36校あり、令和8年度から義務化することが決定している学校や、義務化に向け準備を進めている学校もあります。

ついては、生徒の命・未来を守るためにも、別添の保護者向け文書例等を活用し、入学式後の保護者会等で周知したり、PTA総会や生徒総会等で検討する機会を設けたりするなど、自転車通学時のヘルメット着用を推進するようお願いします。

連絡先

学校体育安全係 担当：山下

電話 099-286-5314

mail: gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※ 本文書の分類基準表上の分類記号：「G-6-0(安全指導総括)」